

大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則

大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成5年大阪市規則第2号）一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(代理人による申請) 第14条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号） <u>第18条の3第1項第7号</u> に規定する代理人を置いている認可地縁団体の代表者は、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第3条第1項、第8条第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定による申請を行うことができる。	(代理人による申請) 第14条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号） <u>第19条第1項第1号ト</u> に規定する代理人を置いている認可地縁団体の代表者は、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人により第3条第1項、第8条第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定による申請を行うことができる。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。